

宗像市立学校教育実習実施要領

(目的)

第1条 この要領は、宗像市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市立学校」という。）において実施する教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状取得のための教育実習（以下「教育実習」という。）に関し必要な事項を定め、教育実習の適切かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(教育実習の体制)

第2条 教育実習は、市立学校での教育実践を通じて、教育実習の対象者（以下「教育実習生」という。）自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であるため、宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び教育実習生を受け入れる市立学校（以下「受入校」という。）は、大学、短期大学、教員養成機関等（以下「大学等」という。）と協働して教育実習にあたる。

(教育実習生)

第3条 教育委員会は、大学等からの申請により、市立学校の教育活動に支障のない範囲において、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者を教育実習生として受け入れることができる。

- (1) 教育職員免許状の取得が見込まれ、教職に就く意思があること。
- (2) 教育実習の期間中は、教育実習に専念できること。
- (3) 大学等が規定している教育実習の前に履修すべき単位数を修得していること。
- (4) 授業構想、学習指導案が立案できること。
- (5) 児童生徒に教育を施す者としての基本的な心構えを含め、大学等における教育実習に係る事前指導を受けていること。

(教育実習の時期)

第4条 教育実習の時期は、原則、5月から11月までの期間とする。ただし、受入校の事情によりこれを変更することができる。

(教育実習の申込手続等)

第5条 教育実習を希望する者及び大学等は、以下の手続きを所定の期間内に行うものとする。ただし、特段の事情があり、教育委員会及び受入校の校長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 内諾

ア 教育実習を希望する者は、教育実習を実施する年度の前年度の9月末日までに、実習を希望する市立学校へ教育実習生受入内諾依頼書（様式第1号）を提出し、内諾を依頼すること。

イ 教育実習生受入内諾依頼を受けた市立学校の校長は、教育実習の受入れを内諾した場合には、速やかに教育実習生受入内諾書（様式第2号）により大学等に通知するとともに、同様式の写しを教育委員会へ提出すること。

なお、諸般の事情により教育実習生の受入れができない場合には、校長はその旨を教育実習生受入回答書（様式第3号）により大学等に通知すること。

(2) 承諾

ア 大学等は、教育実習を実施する年度の4月1日から4月20日までの期間に、内諾を受けた市立学校へ教育実習生受入依頼書（様式第4号）を提出すること。

イ 教育実習生受入依頼を受けた市立学校の校長は、教育実習の期間、事前打合せ日時等を決定の上、教育実習生受入承諾書（様式第5号）により大学等に通知するとともに、同様式の写しを教育委員会へ提出すること。

ウ 教育実習生受入承諾の通知を受けた大学等は、教育実習生に対し、教育実習生調書（様

式第6号)及び誓約書(様式第7号)を受入校に提出させ、受入校による事前指導を受けさせること。

(3) 辞退

大学等は、教育実習受入承諾書を受領後に教育実習を辞退する場合は、速やかに受入校へ教育実習辞退届(様式第8号)を提出しなければならない。

(市立学校の責務)

第6条 市立学校の校長は、通常の教育活動に支障のない範囲で教育実習生の受入に努めるものとする。

2 市立学校の校長等は、内諾に当たって、教育実習を希望する者と面談を行う。

3 教育実習に当たっての実施計画の作成は、受入校が行う。

4 受入校の校長は、教育実習を実施後、速やかに教育実習実施報告書(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。

(大学等の責務)

第7条 大学等は、教育実習の開始前に、教育実習生に対し、事前指導を行う。

2 大学等は、教育実習の開始後、教育実習生の教育実習に臨む姿勢、資質及び能力に問題が生じた場合には、速やかに個別の指導を行う。

3 大学等は、教育実習生について、教育実習開始までに大学等における健康診断の受診確認及び麻しん抗体有無確認等を終了しておくこと。

(教育実習生の責務)

第8条 教育実習生は、教育実習期間中は教育実習に専念し、受入校の指示に従わなければならない。

2 教育実習生は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨に鑑み、個人情報の取扱いに留意するとともに、教育実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

(教育実習期間中の事故等)

第9条 教育実習期間中に教育実習生に係る事故又は事件が発生した場合には、大学等は責任を持って対応しなければならない。

2 教育実習生の受入校における教育実習期間中の災害及び往復途上での災害並びに市立学校又は第三者に与えた損害等については、当該災害の原因が受入校又は教育委員会に起因することが明らかな場合を除いて、受入校及び教育委員会はその責任を負わない。

3 大学等は、前項の災害等に備えるため、大学等の責任において、教育実習生に傷害保険及び賠償責任保険に加入させるものとする。

(経費等)

第10条 教育委員会は、教育実習生の受入に当たって、大学等と委託契約を締結する。

2 大学等は、教育実習生1人につき教育実習の実施1日当たり1,000円を負担する。

3 教育実習生は、教育実習期間中の給食費、校外学習のための交通費等、教育実習生が直接負担することが適当な経費がある場合、当該経費を負担する。

(教育実習の中止)

第11条 教育委員会は、教育実習生が第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき又は教育実習生として相応しくない行為等を行ったときは、教育実習を中止することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。